

# 宿泊税制度素案に係る 未決定項目等について

第 4 回弘前市宿泊税検討委員会  
令和 6 年 7 月 2 9 日

# 1. 前回の振り返り（決定事項）

項目	決定内容	その他意見
導入目的	弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため	
課税客体	<ul style="list-style-type: none"><li>・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所</li><li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li></ul>	市内の民泊施設の施設数と宿泊者数を教えてほしい ⇒民泊施設数：9施設 ⇒9施設のうちアンケートに回答した4施設の令和5年延べ宿泊者数：260人
納税義務者	上記施設への宿泊者	
課税標準	上記施設への宿泊数	
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"><li>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</li><li>・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者</li></ul>	
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者〈宿泊事業者等〉が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。）	
申告期限	申告期限は原則、毎月末日までに前月分を納入することと、申告納入額が一定額を超えない場合に3か月分をまとめて申告納入できる制度を導入する。ただし、制度の要件は事業者の意見を参考とする	期限を3か月おきにしてほしい ⇒先行自治体に倣い、市が定める要件に該当する場合は認めることとする。
税額（税率）	一律200円	災害時の取り扱いについて 金沢市では、宿泊税条例に基づき、能登半島地震の被害が大きい地域からの避難者は宿泊税の徴収を免除している。
免税点	設けない	
課税免除	設けない〈ただし、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は、先行導入自治体と同様に課税免除とする〉	
条例施行状況の見直し時期	5年ごと	

## 2. 協議事項①（使途）

### 使途（案）

※ ①②③④の項目は「弘前市総合計画」より準用

#### ①観光資源の魅力の強化

秋や冬の閑散期における観光コンテンツの充実 / 「夜観光」の魅力向上による宿泊の推進 / ねぶたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援 / 歴史的建造物や神社仏閣等の利活用 / 災害時における市民等の安全・安心の確保

#### ②観光客受入環境の整備促進

観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備 / 宿泊施設向け受入環境整備補助金（多言語化、トイレ洋式化、WiFi環境等の整備） / コンベンション補助金の拡充 / 教育旅行などの市内宿泊者に対する支援

#### ③国内外への情報発信及び受入環境の整備促進

案内板の多言語対応など案内機能の充実 / 観光コンテンツや四大まつり等の国内外向け情報発信の強化

#### ④広域圏の観光施策の充実と観光情報発信の強化

※具体的な事業内容、予算額については、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

## 3. 協議事項②（特別徴収事務交付金）

### ○特別徴収事務交付金とは

宿泊税の申告と納入に要する新たな事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者（宿泊事業者等）に交付するもの。

### ○先行導入自治体の場合

納期内納入額の **2.5%**

※一部、導入から5年間は0.5%加算し、  
交付上限額を設けている自治体がある

平成14年10月に全国で初めて導入している東京都では、軽油引取税の取り扱いを参考に2.5%に設定し、各自治体ではこれに倣い、設定している。

#### ※軽油引取税の取り扱い

元売業者から軽油の引き取りを行う者に課税する都道府県税であり、この元売業者が特別徴収義務者として徴収した軽油引取税を申告納入した場合に、県はその納入額の2.5%に相当する額を交付金として交付しているもの。

### ○弘前市（案）

納期内納入額の **3.5%**

※交付上限額は設けない

宿泊税の導入に伴う新たな徴収事務の発生のほか、今後のインバウンド需要に伴う四大まつり時の料金変動への対応など、将来にわたる宿泊事業者の事務負担を考慮し、先行導入自治体より手厚い措置として、交付率はクレジットカードの加盟店の年間売上高に応じた平均手数料率の最大値である3.5%（※）としたい。

※手数料率は、公正取引委員会「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」を参考とした。